

武蔵野市高齢者福祉総合条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月21日

提出者 武蔵野市長 小美濃 安 弘

武蔵野市高齢者福祉総合条例の一部を改正する条例

武蔵野市高齢者福祉総合条例（平成12年3月武蔵野市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正前の欄にのみ下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
（介護に関する施策） 第4条 前条第1項第1号の介護に関する施策は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）、介護保険法（平成9年法律第123号）その他関係法令（以下「法令」という。）に定めるもののほか、次の各号に掲げる事業を行うものとし、事業の内容は、それぞれ当該各号に掲げるものとする。 (1) （略） (2) 日常生活支援事業 家事援助、<u>デイサービス</u>、<u>食事サービス</u>その他の日常生活の支援を総合的に行う事業をいう。 (3) <u>補助器具貸与・住宅改善事業</u> <u>補助器具</u>の貸与及び住宅の改善に係る費用の給付並びにこれらに関する相談及び情報提供を行う事業をいう。	（介護に関する施策） 第4条 前条第1項第1号の介護に関する施策は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）、介護保険法（平成9年法律第123号）その他関係法令（以下「法令」という。）に定めるもののほか、次の各号に掲げる事業を行うものとし、事業の内容は、それぞれ当該各号に掲げるものとする。 (1) （略） (2) 日常生活支援事業 家事援助、<u>デイサービス</u>その他の日常生活の支援を総合的に行う事業をいう。 (3) <u>福祉用具貸与・住宅改善事業</u> <u>福祉用具</u>の貸与及び住宅の改善に係る費用の給付並びにこれらに関する相談及び情報提供を行う事業をいう。	字句の削除 字句の改正 字句の改正

(4)及び(5) (略)	(4)及び(5) (略)	
--------------	--------------	--

付 則

この条例は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条第 3 号の改正は、公布の日から施行する。

(提案理由)

食事サービスの廃止に伴うほか、所要の改正をするものである。